

新しい法律のご紹介 (第 12 回)

金融商品販売法—金融商品の被害はなくなるか

2001年4月

宮内法律事務所

E-mail miyauchi@pure.ne.jp

国民生活に重要な影響を及ぼす新しい法律を、できるだけ易しい言葉でご紹介するコーナーの第 12 回は、「金融商品の販売等に関する法律」です。既に第 5 回で紹介した消費者契約法と同時に成立し、同じ本年 4 月から施行されています。この法律は一言で言えば、預貯金、信託、有価証券、保険、デリバティブなどの金融商品を対象として、販売業者に義務を課し、より顧客保護を図ることを目的としています。主要な特徴を挙げますと、①販売業者は、金融商品販売時に、元本割れのリスクがある場合は、それを説明する義務がある (3 条)、②説明義務違反があった場合は、業者の過失の有無を問わない (4 条)、③義務違反との因果関係と損害額は、元本欠損額を損害と推定する (5 条)、④被用者が義務を怠った場合に、雇用者である業者に免責を認めない (4 条)、⑤業者は、勧誘の適正を確保する義務を負い (7 条)、この方針を公表する義務を負う (8 条) です。

消費者契約法と比較してみますと、以下のような表になります。

	消費者契約法	金融商品販売法
適用範囲	物品販売を含む、事業者と消費者との契約全般	金融商品の販売にかかる契約
保護対象者	個人	個人および事業者(ただし、プロは除く)
適用要件	重要事項に関して事実と異なることを告げる、事業者の不退去、監禁 なお、説明義務は努力規定	元本欠損等の重要事項の説明義務違反
違反の効果	契約の取消権	損害賠償義務

両法はその意味で、補完しあって顧客保護の機能を営むといえます。

しかし、金融商品販売法も、弁護士の実務経験から、重要事項の事前説明義務が、履行されたか否かの立証がなお問題となると予想されます。顧客は説明を受けていないといい、業者は説明したという水掛け論です。訴訟では、事前説明がなかったという証明責任は顧客である原告にあります。今後は、業者は、説明書を作り、これへのサインを求めてくると思われれます。裁判例等から考えますと、顧客は往々にしてその儲かる側面にだけ注意が集中し、リスクを軽く見積もり、説明を受けるのが邪魔くさいとすることがトラブルの原因のようです。分からないものは分からないと言う、家族等と一緒に説明を受ける、分からない場合は、時間を取るため、その場ではサインしないなどが必要で、「履行」をめぐる争いには、消費者が「りこう」でなければなりません。

詳しくは、消費者契約法は内閣府のホームページ <http://www.cao.go.jp/>、金融商品販売法は金融庁のホームページ <http://www.fsa.go.jp/> を参照して下さい。